

監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 610</p> <p style="text-align: center;">内部監査人の作業の利用</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号)</p>	<p>監査基準報告書 610</p> <p style="text-align: center;">内部監査人の作業の利用</p> <p style="text-align: right;">2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2023年1月12日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号)</p>
項番号	項番号
<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>III 適用指針</p> <p>1. 内部監査機能の定義等 A1</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>III 適用指針</p> <p>1. 内部監査機能の定義 A1</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>
<p>《I 本報告書の範囲及び目的》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p>《1. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p>《I 本報告書の範囲及び目的》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p>《1. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》 (省 略)</p> <p>16. 監査人は、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第15項に従って、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と、計画した監査の範囲とその実施時期に関するコミュニケーションを行う際に、内部監査人の作業の利用をどのように計画したかについてコミュニケーションを行わなければならない（A23項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》 (省 略)</p> <p>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》 (省 略)</p> <p>《監査役等とのコミュニケーション》（第16項参照）</p> <p>A23. 監査基準報告書260第15項に従って、監査人は計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行うことが求められている。内部監査人の作業の利用に関する計画は、監査人の監査の基本的な方針の重要な一部であるため、監査役等の監査アプローチの理解に役立つ。</p> <p>なお、内部監査人の作業の利用を通じて、三様監査の連携が強化され、それぞれの監査の有効性や効率性が向上することにより、企業のガバナンスの強化に資する場合がある。監査人は、このような点を考慮して、監査役等とのコミュニケーションを行うことが有益である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》 (省 略)</p> <p>16. 監査人は、監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第13項に従って、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と、計画した監査の範囲とその実施時期に関するコミュニケーションを行う際に、内部監査人の作業の利用をどのように計画したかについてコミュニケーションを行わなければならない（A23項参照）。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅲ 適用指針》 (省 略)</p> <p>《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》 (省 略)</p> <p>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》 (省 略)</p> <p>《監査役等とのコミュニケーション》（第16項参照）</p> <p>A23. 監査基準報告書260第13項に従って、監査人は計画した監査の範囲とその実施時期の概要について、監査役等とコミュニケーションを行うことが求められている。内部監査人の作業の利用に関する計画は、監査人の監査の基本的な方針の重要な一部であるため、監査役等の監査アプローチの理解に役立つ。</p> <p>なお、内部監査人の作業の利用を通じて、三様監査の連携が強化され、それぞれの監査の有効性や効率性が向上することにより、企業のガバナンスの強化に資する場合がある。監査人は、このような点を考慮して、監査役等とのコミュニケーションを行うことが有益である。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》 (省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A14項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） • 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 	<ul style="list-style-type: none"> • 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A14項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） （上記以外の修正箇所） • 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A13項及びA14項） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> － 倫理規則（2022年7月25日変更） （修正箇所：A13項及びA14項） － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） （修正箇所：上記以外の修正箇所）

以 上